

## 事業者によるダイオキシン類濃度測定結果（令和２年度分）の概要について

### 1. はじめに

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を報告することが義務付けられています。また、報告のあった測定結果については、公表することとされています。

この度、市内事業所から報告のあった令和 2 年度分の測定結果を取りまとめましたので、公表致します。

### 2. 事業者によるダイオキシン類濃度測定結果（令和 2 年度分）の概要

#### (1) 排出ガスの測定結果及び排出基準適合状況

大気基準対象施設は 13 施設あり、内 3 施設は休止状態となっています。測定結果については、休止施設を除く、10 施設分（製鋼用電気炉 1 施設、廃棄物焼却炉 9 施設）の報告がありました。

なお、測定の結果については、報告のあった全ての施設において排出基準に適合していました。

#### (2) 廃棄物焼却炉に係る燃え殻及びばいじんの測定結果

廃棄物焼却炉の燃え殻及びばいじんについて、測定結果の報告義務のある施設全 9 施設全てから測定の報告がありました。

なお、測定の結果については、報告のあった全ての施設において処理基準値に適合していました。

#### (3) 排出水の測定結果及び排出基準適合状況

水質基準対象施設を設置している 4 事業所のうち、測定結果の報告を義務付けられている事業所は 2 事業所あり、内 1 事業所の施設は休止状態となっています。休止施設を除く、1 事業所（下水道終末処理場）より報告がありました。なお、測定結果については、排出基準に適合していました。

### 3. 公表の方法

測定結果は、枚方市環境部環境指導課ホームページ内にて掲載するとともに、枚方市環境部環境指導課（枚方市田口 5 - 1 - 1）でも閲覧が可能です。